

第 9 章 手回り品

〔手回り品及び持込禁制品〕

第152条 旅客は、第153条又は第154条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持込むことができない。

- (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれのないよう梱包された物を除く。）
- (3) 暖炉及びびこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第153条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第154条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

(注) 別表第4号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないう措置することとする。

2 前項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第132条第1項の取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検を求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

〔持込禁制品…鉄道運輸規程23、軌道運輸規程11 手回り品の内容点検…鉄道営業法10〕

〔無料手回り品〕

第153条 旅客は、第154条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持込むことができる。

ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋等に収納したもの

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネス（引具）をつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持込むことができる。

〔有料手回り品及び普通手回り品料金〕

第154条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車内に持込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

(2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

2 前項のほか、当社が特に持込みを承認したもの

3 普通手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに1個について280円とする。

(注1) 連絡運輸の場合における小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）を車内に持込ませるときは、本条第1項第1号及び第2号による。

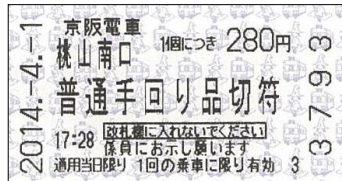
(注2) 連絡運輸の場合の手回り品料金は、各運輸機関を通じ、旅客1回の乗車ごとに1個について280円とする。

(注3) 旅客は、当社において有料の取扱いを受けた手回り品を持って、大阪市高速電気軌道株式会社及び京都市交通局に乗車することはできない。

〔普通手回り品切符〕

第155条 前条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代る証票を交付する。

2 普通手回り品切符の様式（券売機発行用）は次のとおりとする。



〔普通手回り品切符の使用条件〕

第156条 普通手回り品切符又はこれに代る証票は、規則に定められた条件に従って当該有料手回り品を車内に持込む場合に限って有効とする。

ただし、途中下車をしたときはその効力を失う。

2 普通手回り品切符又はこれに代る証票は、係員に呈示して改札を受けた後、旅客が携帯し、係員から請求があるときは、いつでも呈示するとともに、下車の際に、係員に引き渡さなければならない。

〔持込禁制品又は制限外手回り品を持込んだ場合の処置〕

第157条 旅客が、第152条第1項但書の規定による車内に持込むことのできない物品又は第153条の規定による持込制限を超える物品を、当社の承諾を受けずに車内に持込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、且つ、次の各号により普通手回り品料金及び増料金を収受する。

(1) 第152条第1項但書第1号から第6号までの規定による物品を持込んだとき、第154条第3項の規定による普通手回り品料金及びその10倍に相当する増料金を徴収する外、危険品にあつては、次によって計算した増料金を合せて収受する。

① 火 薬 類 1キログラムにつき1,000円

② その他の危険品 同 300円

(2) 前号の外、車内に持込むことのできない物品を持込んだとき、第154条第3項の規定による普通手回り品料金及びその2倍の増料金を収受する。

2 着駅において第152条第1項但書の規定による車内に持込むことのできない物品又は第153条第1項の規定による持込制限を超える物品を車内に持込んだことを発見したときは、前項の規定を準用する。

〔持込禁制品及び制限外手回り品を持込んだ場合の処置…鉄道運輸規程24・同25・軌道運輸規程10〕

〔持込禁制品を持込もうとした場合の処置〕

第158条 旅客が、第152条第1項但書第1号から第6号までの規定による物品を車内に持込もうとした場合は、前条の規定を準用する。

〔旅客運送の伴わない物品を持込んだ場合の処置〕

第159条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について第157条第1項第1号の規定を準用する。

〔無賃運送を図った場合…鉄道運輸規程35・軌道運輸規程16〕

〔手回り品の保管〕

第160条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。